指定管理者制度活用事業　評価シート

1. 基本事項

施設名称	中央療育センター	評価対象年度	令和6年度
事業者名	・事業者名　社会福祉法人　同愛会 ・代表者名　理事長　髙山　和彦 ・住　　所　横浜市保土ヶ谷区上菅田町金草沢1749	評価者	障害計画課地域療育担当課長
指定期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日	所管課	健康福祉局障害保健福祉部 障害計画課

2. 事業実績

利用実績

各種サービスの実績

		令和5年度	令和6年度
通園	契約実人数	249人	199人
	利用延人数	12,246人	11,372人
外来診療	診療延人数	12,008人	11,701人
	評価訓練延人数	9,465人	9,239人
相談支援	新規相談者数	624人	535人
	相談支援契約実人数（※）	66人	57人
障害児入所支援	入所者数（※）	42人	46人
短期入所	利用延日数	1,303日	1,217日
日中一時支援	利用延日数	364日	326日

※障害児相談支援及び計画相談支援の契約実人数、障害児入所支援入所者数（年度末時点）

センター利用児童に対する関係機関訪問

①実施回数

（回）

	令和5年度	令和6年度
保育所	111	123
幼稚園等	68	62
学校	77	87
地域機関	144	57
その他	2	1
合計	402	330

②延べ実施職員数

（人）

	令和5年度	令和6年度
医師	0	0
ソーシャルワーカー	257	223
心理士	94	63
理学療法士	10	22
作業療法士	62	52
言語聴覚士	5	1
保育士	94	126
その他	0	3
合計	522	490

収支実績

収入（通所＋入所）　（円）

指定管理料	589,444,000
給付費収入	193,336,705
診療報酬	64,814,141
措置費収入	249,563,219
利用料金	4,694,961
その他	24,126,167
合計	1,125,979,193

支出（通所＋入所）　（円）

人件費	832,195,302
事務費	147,582,149
事業費	98,054,734
その他	18,040,534
合計	1,095,872,719

差額合計　30,106,474 円

サービス向上の取組

【通所】
・地域の障害児支援の中核機能の発揮に向け、令和5年度に中原区・高津区で各1回実施した児童発達支援事業所連絡会について、回数を増やして各区2回実施した。情報交換や事例検討を通して事業所の抱える課題を共有するとともに、その解決に向け地域として取り組んでいくことで、児童の発達支援や家族支援の充実及び課題解決能力の向上を図った（事業所職員参加数　中原区：延べ22人、高津区：延べ22人）。
・令和5年度から実施しているペアレントトレーニングについて、令和6年度は回数を増やし年2回実施することで、参加者が5名から8名に増えた。
【入所】
・短期入所利用児童について、学校や障害児通所支援事業所等の関係機関との連携による一貫した支援の提供に向け、サービス担当者会議に積極的に参加し、地域での生活状況や関係機関の支援状況を踏まえた支援を実施した（参加回数：27回　対象児童数：17人）。また、家庭生活に困難さを抱える保護者に対しては、家庭訪問や電話相談等を行い、児童の障害特性に応じた対応方法を助言するなどの家族支援を行った。

３．評価 （評価段階：5～1,標準：3,加点割合：5→100%,4→80%,3→60%,2→40%,1→0%）

<table>
<tr><th>分類</th><th>項目</th><th>着眼点</th><th>配点</th><th>評価段階</th><th>評価点</th></tr>
<tr><td rowspan="5">総合的な運営状況</td><td rowspan="2">利用者への支援</td><td>利用者に対する支援を着実に実施しているか</td><td rowspan="2">10</td><td rowspan="2">3</td><td rowspan="2">6</td></tr>
<tr><td>利用者の障害特性に応じた個別支援等を実施しているか</td></tr>
<tr><td rowspan="2">事業成果</td><td>基本協定に規定する業務の範囲を適切に実施しているか</td><td rowspan="2">10</td><td rowspan="2">3</td><td rowspan="2">6</td></tr>
<tr><td>指定管理施設としての事業目的を達成することができたか</td></tr>
<tr><td colspan="5">（評価の理由）
【通所】
・利用児童とその保護者への相談・診察・評価・療育等を着実に実施するとともに、地域の関係機関への専門的な助言等を行うことで、障害児の地域社会への参加、インクルージョンの推進に努めた。
・各部署の連携と専門的なアセスメントによる児童一人ひとりの発達状況に合わせた支援を実施するとともに、親子登園日や各専門職による保護者向けの学習会・懇談会を開催することで、保護者が子どもの成長や課題を発見でき、療育支援が家庭生活に結びつく機会を確保した。
【入所】
・前年度からの入所児童42人に加え、新たに8人の児童が入所するとともに、18歳を迎えた4人の児童が退所した。新規児童の受け入れにあたっては、関係機関との連携調整や所内のケーススタディ等を通じ、入念に準備を行うことで、障害特性のみならず虐待による愛着形成の困難さ等を抱える児童も安心して生活することができた。
・平成28年に発生した死亡事故の事故検証報告書の発出を受け、改めて身体拘束の適正化及び虐待防止の徹底を職員に周知するとともに、法人本部や施設所管課、児童相談所等と連携しながら、再発防止に向けた取組を進めた。
【共通】
・通所施設と入所施設が一体となって運営している独自性を活かし、短期入所の活用等により、障害のある児童とその家族の地域生活を支えるとともに、通所部の職員が入所児童の関係機関との打合せに参加することで施設と地域機関の円滑な連携つながるなど、より効果的な事業運営を行った。
・基本協定に規定する業務を適切に実施し、本施設の設置目的を達成した。</td></tr>
<tr><td rowspan="6">収支状況</td><td rowspan="2">支出状況</td><td>計画に基づく適正な支出が行われているか</td><td rowspan="2">5</td><td rowspan="2">3</td><td rowspan="2">3</td></tr>
<tr><td>支出に見合う効果等が図られているか</td></tr>
<tr><td rowspan="2">収入状況</td><td>計画通りの収入が得られているか</td><td rowspan="2">5</td><td rowspan="2">3</td><td rowspan="2">3</td></tr>
<tr><td>条例に基づく利用料等を適切に徴収しているか</td></tr>
<tr><td rowspan="2">適切な会計手続</td><td>会計基準に基づく会計処理がなされているか</td><td rowspan="2">5</td><td rowspan="2">3</td><td rowspan="2">3</td></tr>
<tr><td>事業収支に関して適正な会計処理が為されているか</td></tr>
<tr><td colspan="5">（評価の理由）
・予算の執行状況について、月次決算を法人本部と内部理事が確認し、適正な請求や執行が行われていることを確認した。
・日常の出納について、会計責任者とは別に出納職員を複数名配置し、牽制体制をとった。
・法人規程の定めに従った決裁者が決裁をしたうえで、支払い時には会計責任者（原則施設長）による決裁を経て執行した。
・会計監査人による期中、期末会計監査を実施した。</td></tr>
</table>

サービス体制	適切なサービスの提供	提供すべきサービスが仕様書や実施計画等に基づいて適切に提供されたか	10	4	8
		利用者への支援を適時かつ十分に行っているか			
	サービス向上への取組み	現状分析、課題把握等を常に行っているか	5	4	4
		サービス向上に向けた取組みがなされているか			
	利用者の意見・要望への対応	意見・要望の収集方法を確立しているか	5	3	3
		利用者からの要望や意見に対して、迅速かつ適切に対応しているか			

（評価の理由）
【共通】
・仕様書に示す業務内容について、実施計画に基づき、滞りなく、適切に各種サービスを提供した。
【通所】
・中部（中原区・高津区）子ども発達・相談センターの新規開設にあたり、ソーシャルワーカーや巡回支援専門員等が市職員と協議を重ね、地域療育センターと子ども発達・相談センターの役割分担や連携手法について整理・調整することで、市民や地域の関係機関が混乱することなく、新たな相談体制に円滑に移行することができた。
・本市で唯一、難聴児に特化した小集団療育グループを設置し、早期からの高度な専門性に基づく発達支援を行った。また、聴覚障害児支援中核機能事業の立ち上げにあたり、利用児童の保護者へアンケート調査を行い、本市の聴覚障害児支援におけるニーズや課題を抽出することで、適時適切な情報及び支援の提供に向けた具体的取組の検討を開始した。
・子ども発達・相談センターの開設に伴い、中重度障害児にシフトした支援体制が求められてくることから、医療的ケア児や中重度障害児の支援体制の強化に取り組んだ。特に医療的ケア児の支援には高度な専門性が必要とされることから、外部の研修や講習等に積極的に参加するとともに、所内でのケースカンファレンスや勉強会等も実施することで、対応スキルの向上を図り、適切に支援を実施した。
・多職種連携による地域関係機関への訪問支援の充実に向け、訪問部を中心にソーシャルワーカーや保育士、各専門職が着実に訪問支援を実施した。センター利用児童を対象に保護者の同意を得て実施する訪問については、職員の欠員や育休等で訪問回数が減少したが、訪問部による機関支援は増加した。
・令和2年度からコロナのため休止していた地域との交流の場「は～ぁと広場」を令和6年10月から再開したが、安全を重視し、当該センター利用児童に限定して月1回開催した。
・毎月の運営会議にて、各部署の実績を報告しあい、各部署において適正な事業運営が遂行されているこおを相互に確認する機会を確保した。
・毎月1回、苦情解決第三者委員による相談会を開催し、利用者から意見・要望を受けられる体制を確保するとともに、通園療育の全クラスにおいて、年1回ずつ所長・園長懇談会を開催し、意見等を聴取する機会を設けるとともに、意見・要望への回答を各クラスに掲示し、保護者へ適切にフィードバックした。
・通園療育部門における保護者評価アンケートについては、回答者の89％が「支援に満足している」との結果であったが、前年度・当該年度ともに回収率が6割を下回った。
【入所】
・夜間体制について、職員4名に加えて管理当直を1名増員していたが、令和7年3月から管理当直を夜勤勤務者に勤務形態を変え、職員5名体制で夜間の安全運営に向け職員体制を強化した。
・退所した児童の支援に向けてアフターフォロー委員会を編成し、同窓会の開催やイベント（夏祭りやお花見）への招待を通してフォローアップを行った。また、退所児童のインタビュー動画を撮影し、入所児童や職員への報告会を実施することで、退所後の生活をイメージすることができ、移行支援にもつがった。
・施設運営における全体課題を把握することを目的のひとつとして、運営会議を開催し、事業成果を都度確認するとともに、課題等を共有し対応策を検討、決定している。
・各ユニットにおいて「こども会議」を開催し、こども自信が要望等を発信し、職員がその場ででた意見、要望を持ち寄り、実現に向けた取組を行う。また、短期入所については、専任のソーシャルワーカーを窓口として随時意見、要望を伺う体制を整え、駆除を受けた場合には「苦情対応マニュアル」に沿って対応を実施している。

組織管理体制	適正な人員配置	必要な人員が必要な場所に適切に配置されているか	5	3	3
	連絡・連携体制	所管課との連絡・連携が十分に図られているか			
	担当者のスキルアップ	業務知識や安全管理、法令遵守に関する研修等が行われているか	5	3	3
	安全・安心への取組	事故、犯罪、災害等から利用者を守ることができる適切な安全管理体制となっているか（人員配置、マニュアル、訓練等）	5	3	3
		緊急時の連絡体制を構築しているか			
	コンプライアンス	法令遵守のルール（規則・マニュアル等）と管理・監督体制が整備され、適切な運用が為されているか	5	2	2
	職員の労働条件・労働環境	スタッフが業務を適正に実施するための、適切な労働条件や労働環境が整備されているか	5	3	3

（評価の理由）
【共通】
・所管課と密な連絡、調整を行い、また、運営調整会議や部門長会議など各種会議に参加する等してセンター間においても連携を図った。
・事務員を対象とした勉強会を法人本部で主催し、日常の会計処理において留意すべき点について周知と情報共有に努めた。
・通所、入所合同の防災委員会を設け、消防計画、防災マニュアル、避難確保計画等の確認と見直しを行い、また、職員、利用者、家族の3者が参加する定期的な防災訓練を毎月実施した。
・各種法令について、常に最新情報の収集を行い、コンプライアンスの徹底は事業所運営の根幹であるとの認識のもと、意識高く取り組んだ。
・法人での規則等については、グループウェア（システム）により、全職員が閲覧できる環境を整えた。
・時間単位での有給休暇制度の運用で、子育て世代の職員が働きやすい環境を整え、定着への取り組みを継続した。
・職員の業務負担軽減に向け、記録業務等をはじめとしたシステム化を図れる分野について、順次改善を図った。
【通所】
・リハビリテーション部において欠員が生じたが、中部リハビリテーションセンターなどと連携を図り運営に取り組んだ。
・障害のある子どもとその家族にとって必要な支援を提供できるよう、職場内での各種職員研修や専門職による勉強会の実施や、外部研修参加の機会を保証し、それぞれ専門性、支援力の向上等に努めた。
・前月分の事故内容の検証を行い、全職員への周知徹底を図り再発防止に取り組んだ。
・ヒアリハット委員会では、発生場面、内容、要因、心理条件等を複合的に組み合わせ分析し、要因を明らかにする取り組みを行うとともに、分析結果を各ユニット会議で検証し事故に繋がる事案の低減を図った。
・5月に個人情報を含む書類を保護者へ誤配布する事故が発生。再発防止の取組を進めるとともに、北部療育センターの個人情報漏洩事故を踏まえて個人情報管理の見直しを行ったが、5月と同様の誤配布事故が11月にも発生した。
【入所】
・児童指導員、保育士について、基準の4:1を上回る1.7：1を配置することで効果的かつ適切な支援を提供した。
・健康、衛生管理に関する研修をはじめ、児童の人権養護、虐待防止に関する研修を計画的に実施し、また新任職員など向けに知的障害者への理解を深めるためオンラインで講座を行い受講機会を確保した。
・児童の所在不明をはじめ、児童による職員への粗暴行為、落薬、病気急変による緊急搬送などの事故が複数発生した。発生後速やかに管理者に報告し、全職員に向けて事故発生の概要等について情報共有を図った上で、同様の事故が発生しないよう再発防止策の検討を進めたが、所在不明等の事故が繰り返し発生するに至った。
・施設長、虐待防止マネージャー、各ユニット職員、看護師等からなる虐待防止委員会及び身体拘束適正化委員会を毎月実施し、虐待防止に向けた組織的対応の検討を行うとともに、やむを得ず身体拘束を行ったケースについては、身体拘束に至った背景・要因の分析や、身体拘束を行う手続きが適正だったかの確認を行い、再発防止に向けた対応や環境設定の見直しを行うことで、身体拘束に至らないための対策を実施した。

適正な業務実施	施設・設備の保守管理	安全な利用に支障をきたすことのないよう、施設・設備の保守点検や整備等を適切に実施しているか	5	3	3
	管理記録の整備・保管	業務日誌・点検記録・修繕履歴等が適切に整備・保管されているか。	5	3	3
	清掃業務	施設内及び外構の清掃が適切に行われ、清潔な美観と快適に利用できる環境を維持しているか	5	3	3
	警備業務	施設内及び敷地内の警備が適切に行われ、事件・事故・犯罪等の未然防止に役立っているか			
	備品管理	設備・備品の整備や整頓、利用者が使用する消耗品等の補充が適切に行われているか	5	3	3
	（評価の理由） 【共通】 ・専任の用務スタッフを複数配置し、随時の点検、保守、整備を行い、点検記録等をファイルで整備、保管し、また、職員が確実に共有できる環境を整備した。 ・通常点検では確認できない水トリーによる高圧ケーブル絶縁破損による停電が発生したが、仮説ケーブルの施工をし2日後（通所棟は当日夜）に復旧した。 ・施設内外ともに常に清潔感および美観を保つように清掃や点検を実施した。 【通所】 ・常時補充が必要な物品等については、途切れることがないよう総務担当者が点検し適切に対応した。 【入所】 ・生活の場であることから物品の回転率が高い傾向にあるため、各ユニットに物品担当を設け、施設用務員と連携しながら日々の安定した生活を支た。				

4. その他加点

分類	項目	着眼点			評価点
その他加点	市の政策課題への取組	例）第三者へ一部の業務委託を行う際、市内中小企業者の受注機会の確保・拡大 地域包括ケアシステムの構築に向けた取組への協力 市制100周年に向けた取組 障害者の法定雇用率を超える雇用　など			1
	障害者雇用について、常勤2名、非常勤（障害者短時間雇用含む）4名の計6名雇用し、法人としても障害者の法定雇用率を超える雇用を図った。				

5. 総合評価

評価点合計	63	評価ランク	C

評価点合計：100点満点,標準点:60点
評価ランク：A～E,標準：：C,A→80点以上,B→70点以上80点未満,C→60点以上70点未満,D→50点以上60点未満,E→50点未満
A→特に優れている,B→優れている,C→適正である,D→改善が必要である,E→問題があり適切な措置を講じる必要がある。

6. 事業執行（管理運営）に対する全体的な評価

・本施設の指定管理者として第3期4年目を迎え、幅広い高度な専門性を確保し、適切なサービス提供を行うとともに、地域の障害児支援の中核機関として、関係機関との連携強化と地域の支援力向上に向けて取り組んだ。
・市内で唯一の福祉型障害児入所施設を運営管理し、地域の障害児の社会的養護ニーズに対応するとともに、通所施設との一体的な運営による強みを活かし、医師や心理士、リハビリテーション職員と連携することで、より専門性の高い支援を実施した。
・本市の療育センターで唯一訪問部を設置し、機関支援の充実に向けた取組を着実に進めることで、インクルージョンの推進と地域の支援力向上に寄与した。
・職員の欠員や退職が年間を通して改善されなかったため、今後も人材確保及び人材定着に向けた取組が求められる。

7. 来年度の事業執行（管理運営）に対する指導事項等

・児童福祉法の改正に伴い、児童発達支援センターの中核機能が明確化されたことから、引き続き、地域の関係機関との連携強化と支援力向上に向けた取組を推進すること。
・各種法令を遵守し、個人情報保護や虐待防止に向け、組織全体で取組むこと。特に入所部においては、虐待防止及び身体拘束適正化に向けた取組を強化すること。また、入所・通所ともに個人情報管理の徹底を職員へ周知し、事故が起こらないよう努めること。
・利用者の意見聴取、意見反映によるサービスの向上に向けた取組を推進するため、保護者評価（アンケート）の回収率の向上に向けて取り組むこと。
・引き続き、人材確保及び人材定着に向けて取組み、欠員を解消すること。